

## 大会決議

兵庫県警の摘発からはや六年。

平成五年一月に公害調停を申請し、同年二月に住民大会で「産業廃棄物の撤去を求めて、団結し息長く行動していくこと」を決議してから丸三年の月日が経過いたしました。

いまだ確固たる解決の手法が見つかったわけではありません。

しかしこの間に、「放置されている産業廃棄物は危険である」という私たちの主張は二億三千六〇〇万円の巨費を投じて行われた国の調査によって証明されました。

さらに、これを放置することは生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるとして複数の対策案が提示されました。

香川県は、いまだに責任を認めてはいませんが、ついに一応の具体的意見を述べるまでになりました。

これは、三年前私たちが同じこの場で全面撤去を決議し、それを信念として団結し息長く運動してきたたまものであります。

しかしながら、国の調査結果に鑑みると、この廃棄物に何も手を加えないまま撤去し遮断型最終処分場に投棄することは極めて困難と言わざるを得ません。

原状回復のためには、放置された産業廃棄物を島内で中間処理することを受忍せざるを得ないのです。

私たちは今ここに、島内での中間処理を止むをえないものとして受け入れ、最終的に全ての産業廃棄物が豊島から撤去されることを求めて、次のとおり決議します。

「私たちは産業廃棄物の撤去を実現し、壊された美しい島の自然を自らの手によって再生し、子孫に継承していくため、心を一つにして息長く行動していくことを決議する。」

平成八年一月二四日

第二回産廃の撤去を求める豊島住民大会